

裁定規定

■目的について

第1条

本規定は、当オークションに出品される車輛から生ずる品質・その他諸問題について、これを建設的かつ円満に解決し、オークションの秩序の維持と公益性を図ることを目的とします。

■方法について

第2条

1. クレーム・トラブル及び意義申立等の問題（以下「クレーム」という）の解決は、出品店・落札店双方が、本規約を理解、遵守し協力することによって行われることとします。
2. クレーム等の解決は、ベイオークが仲介し、本規定に定められた範囲により調停を図るものとします。
3. クレーム等の解決が難航する場合は、ベイオークが総合的に判断し裁定を行います。
4. 契約者はベイオークの裁定結果に従うこととします。
5. ベイオークの裁定に従わない契約者は、ベイオークの判断により、オークションへの参加制限・参加停止・強制解約等のペナルティーを受けなければいけません。

■処理基準について

第3条

クレーム等が発生した場合、ベイオークは、それに対して次の基準を適用します。尚、クレーム等の受付期限や内容については、別に添付した「クレーム関連細則」の通りとします。

(1)クレーム等の受付期限について

クレーム等の受付期限は、基本的にオークション開催日を含めた7日以内とし、通常火曜日12:00までとしますが、次の車輛及び内容等については、次の通りとします。

①	盗難車及び車台番号の改ざん車輛と判明した場合	特に定めず
②	差押え・抵当権設定車であることが判明した場合	特に定めず
③	違法な接合車（通称ニコイチ）と判明した場合	6ヶ月以内
④	冠水と判明した場合	6ヶ月以内
⑤	走行距離が実走行と違う場合 （但し、公的な走行距離証明書類で立証できる場合）	6ヶ月以内
⑥	規格外のエンジンに乗せ替えている場合	1ヶ月以内
⑦	道路運送車輛法に定められた自動車検査（以下「車検」という）に通らない場合 但しベイオークが基準を超えた改造と判断したもので、 フレーム、主要部品への溶接取り付け、 寸法変更など車検証もしくは陸運局でなければ判断が できないもの。（機関・機構の不具合は除く）	1ヶ月以内
⑧	消火器跡がある事が判明した場合	1ヶ月以内
⑨	出品車輛と車検証が合致しない場合	書類発送後7日以内

⑩	保証書・リモコン類・ナビロム等付属品の有無	書類発送日含む14日以内（但し、申告が遅れた場合でもベイオークの判断で受付する場合があります）
⑪	内外装の特定の部分・内容でベイオーク検査員が確認した場合 （但し、オークション終了後1時間以内で尚且つベイオーク管理敷地内にある車輛）	当日（ネット落札は別に定める）

(2) クレーム等の範囲について

- ① 修復車・輸入車・商談落札車・改造車・走行不明車については一部を除いてクレーム対象外とします。
その他の一般車が、原則としてクレーム対象車輛となります。
- ② クレーム申し立てから、確認に要する期間は1週間となります。
- ③ 工賃及び見積り代は免責となり、落札店負担とします。（搬出できないものや、一部ベイオークが認めた場合を除く）
- ④ 落札金額が20万円以下の車輛及びクレーム箇所の見積り金額の単品部品が3万円以下の場合、原則としてクレーム対象外とします。
但し、落札金額が20万円以下の車輛であっても、次の場合等はクレームを受付けます。
 - ・ 出品申込票の誤記入については、当日（オークション終了後1時間以内で尚且つベイオーク管理敷地内にある車輛【ネット落札を除く】）に限り受付けます。
但し、ペナルティーを付随するクレームは裁定規定第3条(1)の①及び③及び④及び⑤の車輛を除きペナルティー対象外とします。
 - ・ 機関・機構のエンジン・ミッションに限り受付けます。（基本値引対応とし落札金額の二分の一を値引上限とする）
但し、5万円以下の車輛はこの限りではありません。
- ⑤ コンピュータ関係部分のクレーム等は、ベイオークが認めた機関（ディーラー等）の確認を必要とします。
- ⑥ 次の行為及び項目に該当する場合、原則としてクレームの受付をしないものとします。
 - ・ クレーム等申立て中または申立て前にその落札店がその車輛を第三者に転売した場合。（オークション成約含む）
 - ・ クレーム等申立て中または申立て前にベイオークに許可なく、その落札店がその車輛を補修・修理をした場合。
 - ・ クレーム等を申し立てた落札店が、ベイオークの依頼による不良箇所のディーラー等への確認を怠った場合。もしくは、落札店が、その確認はしたが、偽った内容をベイオークに報告した場合。
 - ・ 内外装で目視できる部分について。
 - ・ 原則として純正部品以外の部品について。
 - ・ 同一車種において、2回目以降のクレーム申告をした場合。（期間の違う場合は除く）
 - ・ クレーム確認期間内に事実確認が出来ない場合。
 - ・ 日本国外へ輸出された車輛。
 - ・ ベイオークの判断による消耗品。
- ⑦ 本規約にないクレーム等の裁定は、ベイオークが総合的に判断し裁定を行います。

(3) その他の処理について

- ①クレーム等のある車輛についてメーカー保証内で処理可能な場合は、落札店はその処理を優先するものとします。また、その処理が不可能な場合、出品店は、当該部品（中古>リビルト>新品）のいずれかを供給する。もしくは、相応の値引きによって処理するものとします。
- ②落札した車輛が差押えされているもしくは抵当権が設定されている場合、その出品店は、全てに優先してすみやかにそれを解除する義務を有します。

(4) 走行距離が実走行と相違するクレーム等に対する落札店及び出品店の責任と義務は次の通りです。

- ①落札店のクレーム申請期間は、オークション開催日を含む6ヶ月です。但し、車検証・保証書で確認出来るものに対しては、書類等発送後1ヶ月です。
- ②点検記録簿等で事実関係が立証できる場合、落札店はキャンセルすることができます。
- ③このクレーム等における、出品店が支払義務を負う落札店の諸経費等については、別に定めるものとします。
- ④このクレームが発生した場合の出品店の義務について。

(a) 出品店は、ベイオークが交付する調査回答要求書【**日本オートオークション協議会（以下「NAK」という）と連携**】にてベイオークに調査報告する義務があります。この期限はベイオークより交付された日から1週間以内とし、出品店がこの期限内に報告に応じない、適切な回答をしない場合は、出品店は、このクレームに関する全責任を負い、本規定第3条(4)に定めたペナルティー等の支払い義務を負います。

(b) このクレームの発生原因が出品店の故意・過失によるものでないとベイオークが認めた場合は、出品店は、調査回答要求書及び始末書等ベイオークが要求する書類を提出する義務を負います。また、この原因によってクレームを発生させた出品店は、ベイオークにおいて取引することはできません。また、ベイオークは、このクレームの内容・経過・処置をベイオーク会場内に掲示し、NAK及び他のオークション会場へ通達します。

(c) このクレームの発生原因が出品店の故意・過失によるものとベイオークが認めた場合は、出品店はこのクレームに対して全責任を負い、第3条(4)のペナルティー等の支払い義務を負うとともに、ベイオークは、この出品店を強制解約できることとします。

(5) ベイオークが認めた場合、キャンセル可能及びペナルティー支払い義務が発生するクレーム等について

- ①出品車輛の年式・車歴（レンタカー・事業用）の出品店の申告が事実でない場合。
- ②出品車輛のグレード・排気量・型式の出品店の申告が事実でない場合。
- ③ミッション・エアコン・パワーステアリング・ターボの有無等、出品店の申告が事実でない場合。
- ④出品店の申告がなく冠水車と判明した場合。
- ⑤法的問題車（盗難車・差押え・抵当権設定車・接合車等）と判明した場合。
- ⑥消火器跡があった場合。

出品車輛に消火器跡があり、尚且つ、ベイオーク出品申込票にその申告がなされていなかった場合、落札店はその車輛をキャンセルすることができます。また、この場合、出品店のペナルティー支払い義務はありませんが、出品店は、落札店が負担した、諸経費等を支払う義務があります。尚、事故現状車が出品できる所定のブロックの出品車輛についてはその限りではありません。

- ⑦車検有効期間の出品店の申告が事実と違う場合。その出品店は次の通りに、申告より車検有効期間が不足する月数分のペナルティーを支払う義務を有します。

(a) 車検有効期間がある場合

普通自動車	…	申告より不足する車検有効期間が1ヶ月あるごとに5,000円
軽自動車	…	申告より不足する車検有効期間が1ヶ月あるごとに3,000円

*但し、申告より不足する車検有効期間が6ヶ月以上ある場合に限り、落札店権限でキャンセルできるものとします。尚、この場合のペナルティーはかかりません。

(b) 車検有効期間がない場合 (抹消していた場合)

普通自動車	…	申告より不足する車検有効期間が1ヶ月あるごとに5,000円+20,000円
-------	---	---------------------------------------

軽自動車	…	申告より不足する車検有効期間が1ヶ月あるごとに3,000円+10,000円
------	---	---------------------------------------

*落札店権限でキャンセルできるものとします。尚、この場合のペナルティーはかかりません。

但し、落札金額20万円以下の車両でペナルティー金額が落札金額を超える場合は、

(a)・(b) 共に落札金額を上限とします。

⑧保証書・リモコン類・ナビロム・その他部品の有無の申告が事実でない場合、その出品店は、下記の通りにペナルティーを支払う義務を有します。

(a) 保証書がない場合

保証対象内 (落札金額100万円以上)	…	100,000円
保証対象内 (落札金額100万円未満)	…	50,000円
保証対象外 (落札金額100万円以上)	…	20,000円
保証対象外	…	10,000円
落札金額20万円以下の車両	…	落札車両金額の5%

保証期間は各メーカーの保証期限とします。(※特別保証は対象外とします)

保証書条件

- ・保証対象内・・・保証書欄に車台番号・ディーラー印があるもの
- ・保証対象外・・・保証書欄に車台番号記載しているもの。ディーラー印は無くても可としますが、点検記録の欄にディーラー印がないものは不可とします。

尚、出品店は早急に再発行手続することを優先とし、再発行できない場合は、落札店権限でキャンセルできるものとします。但し、この場合ペナルティーはありません。(保証対象内車両に限る)

(b) 保証書・リモコン類・ナビロム・その他部品が落札店の申告日を含む7日以上遅延した場合、落札店より減額請求できるものとします。

*輸入車の外国語版取説は取説とは認めません。(但し、並行輸入車の場合、外国語版のみ存在の場合は除く)

⑨出品者の申告がなかった事故修復車及び準骨格部位の交換があるとバイオークが認めた場合。

別に添付した「クレーム関連細則」の通りとします。

⑩その他バイオークが定めるブロック規定によるキャンセル対象の場合。

■事実の確認について

第4条

バイオークは、クレーム等の処理を公正に行う為に、次の方法で事実確認をする場合があります。その場合は、当該落札店及び出品店は、バイオークに積極的に協力することとします。

- (1) バイオークの検査員またはバイオークが認めた代理人による出張確認。
- (2) バイオークの検査員またはバイオークが認めた代理人によるバイオーク管理敷地内での確認。
- (3) バイオークが認めた機関 (メーカー指定販売店) の確認。
- (4) 事実確認に要する費用は、落札店側負担とします。

■ワンオーナー車の規定について

1. ワンオーナーの車輛に限る。(新車保証書は無くても出品可能)
2. 検査無し車輛の出品も可能。尚、搬入・成約後の出品店名義の移転抹消は可能とします。書類有効期限付き出品も可能とします。
3. オークション日を含む3ヶ月以内であれば、1回まで商品登録されている車輛は出品可能とします。
4. 搬入・成約後の出品店の所有権設定は可能とします。

■ユーザー買取車の規定について

1. ユーザー名義の買取車輛に限ります。(ユーザー名義の状態が1ヶ月以上経過している事とします)
2. オークション開催日を含む3ヶ月以内の商品登録は可能とします。
(移転抹消登録も含み搬入・成約後も可能とします)
3. 現ユーザー・出品店名義でのオークション出品歴の無い車輛とします。
4. 年式・走行距離は問いません。

■ファーストの規定について

オークション開催日を含む3ヶ月以内にオークション、入札会等に出品歴のない車輛とします。